

返戻金について各取引先企業との契約内で下記を定めております。

(早期退職)

1. 乙が甲に紹介した人材が、入社後 3 ヶ月以内に自己都合により退職したときは、乙は第 3 条に定めた人材紹介料の半額を甲に返還する。
2. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、両者の協議により、他の採用決定者にかかる人材紹介料との相殺によることができる。